

フォークリフト運転技能講習費助成金交付要綱

(令和 5 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が、会員の従業員に対し、労働安全衛生法で規定されるフォークリフト運転技能講習(以下「フォークリフト講習」という。)の修了証を取得させることに要した費用の一部を県ト協が助成することにより、従業員の資質の向上を図り、労働力の確保及び労働災害事故防止対策を目指し、もって安定した輸送サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、以下に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

「フォークリフト講習」とは、労働安全衛生法第 76 条に定める技能講習をいう。

(助成対象)

第 3 条 助成対象者は、県ト協かつ陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部(以下「陸災防長野県支部」という。)の会員とし、会員の従業員に対し前 1 条に掲げる修了証を取得させるために、陸災防長野県支部に支払う費用とする。

(助成額)

第 4 条 助成金の交付額は、修了証の取得に要した費用で、受講者 1 人あたり 10,000 円とする。(但し、大型特殊免許所有者、特別教育修了者は除く)

(助成の方法)

第 5 条 会員は、従業員に「フォークリフト講習」を受講させるにあたり、陸災防長野県支部に所定の受講料から前条に定めた助成金を予め控除した金額を払い込むものとする。

2 陸災防長野県支部は、前 1 ヶ月分を取りまとめ翌月 10 日までに、所定の受講者リストを添付して県ト協に交付請求するものとする。但し、3 月分については同月 25 日までに請求することとする。

(助成の条件)

第 6 条 申請時において、県ト協の協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員及び陸災防長野県支部の年会費の未納者には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 7 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第 8 条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。